

詰め合わせ化粧品（医薬部外品を含む）の自主基準について

（昭和58年6月11日 薬監第45号）
（厚生省薬務局監視指導課長通知）

今般、日本化粧品工業連合会、日本石鹼洗剤工業会及び日本歯磨工業会の3団体から、昭和52年1月8日付けの日本化粧品工業会の自主規制を改正し、新たな自主規制を行う旨の申し出があったので、今後の監視指導上の参考にされたい。

また、日本化粧品工業連合会、日本石鹼洗剤工業会及び日本歯磨工業会の加盟団体員以外の化粧品製造業者の製造する詰め合わせ化粧品（医薬部外品を含む。）についても、本基準に準じて指導されるよう何分の御配慮を煩わしたい。

なお、昭和52年1月8日薬監第4号薬務局監視指導課長通知「詰め合わせ化粧品（医薬部外品を含む。）の自主基準について（通知）」は廃止する。

「詰め合わせ化粧品（医薬部外品を含む。）の自主基準」の改正について

昭和58年5月23日
日本化粧品工業連合会代表理事、日本石鹸洗剤工業会会長、
日本歯磨工業会会長

「詰め合わせ化粧品（医薬部外品を含む。）の自主基準について」は昭和52年1月8日付を以って日本化粧品工業連合会の自主基準として実施して参りましたが、今般これを改正し、日本化粧品工業連合会、日本石鹸洗剤工業会及び日本歯磨工業会の3団体による自主基準として別紙の通り改正し、それぞれの傘下会員メーカーに連絡し、これに従って処理して参ることになりましたので、この段ご報告申し上げます。

記

「詰め合わせ化粧品（医薬部外品を含む。）の自主基準」改正

化粧品（医薬部外品を含む。以下同じ。）の詰め合わせは、詰め合わせた化粧品が、1から5までの規定に適合するように行うものとする。ただし、専ら運搬の利便のみを目的としてダンボール箱等に詰め合わせる化粧品及び流通段階において消費者の求めに応じて詰め合わせる化粧品については、この基準の対象としない。

1. 詰め合わせる個々の化粧品（直接の被包（容器）のないものを除く。）及び詰め合わせ箱には、それぞれ次の(1)に掲げる事項を表示するものとする。ただし、(2)の表の左欄に掲げる詰め合わせ化粧品については、右欄に掲げる事項を省略することができるものとする。

なお、詰め合わせ箱に、当該箱の中に含まれる化粧品の製造番号又は製造記号を特定できる「詰め合わせ番号又は詰め合わせ記号」が表示されていれば、必ずしも個々の化粧品の「製造番号又は製造記号」を表示する必要はないものとする。

(1) 表示事項

- ① 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所
- ② 医薬部外品の場合は、「医薬部外品」の文字
- ③ 名称（一般的名称のある医薬部外品の場合は、その一般的名称）
- ④ 製造番号又は製造記号
- ⑤ 重量、容量又は個数等の内容量
- ⑥ 厚生大臣の指定するものにあつては、その使用の期限
- ⑦ 厚生大臣の指定する成分を含有するものにあつては、その成分の名称
- ⑧ その他厚生省令で定める事項

(2) 表示を省略できる事項

左 欄	右 欄
1. 品目として許可（承認）され、かつ、薬事法上の表示がなされ、そのまま販売授与できる化粧品を2個以上又は2種以上詰	詰め合わせ箱の「製造番号又は製造記号」

左 欄	右 欄
め合わせたものであって、この欄の3に規定する以外の詰め合わせ化粧品（石けん、シャンプーのギフトセット等） 2. 数種類の化粧品を1品目として許可された別記Ⅰに該当する化粧品の容器に別に許可を受けた化粧品（別記のⅡに記載されたものに限る。）を収納したもの（メーキャップ用パレット類等）	詰め合わせ箱中の個々の化粧品の指定成分表示
3. 品目として許可（承認）された小容器（おおむね50g又は50ml以下のもの）の製品を2個以上詰め合わせた「トラベルセット」「トライアルセット」「分包セット」	同 上

（注）「トラベルセット」[小容器の化粧品（医薬部外品を含む。）などを詰め合わせた旅行セット]
 「トライアルセット」[試用のために2種以上の化粧品（医薬部外品を含む。）を詰め合わせたものであって、試用により使い切るもの]
 「分包セット」[同種の化粧品（医薬部外品を含む。）を2種以上詰め合わせたものであって、品質の保持、使用の利便に供するためのもの]

2. 詰め合わせ箱にあっては、その総称名を次のように表示することは差し支えないものとする。

(1) 総称名は、詰め合わせ箱の表示事項が表示された同一の場所に表示事項と併記して表示すること。

(2) 総称名は、詰め合わせされた化粧品の使用目的、使用対象者、又は詰め合わせ内容を明らかにするものであって、内容物の品質又は効能・効果について誤解される恐れのないものであること。

① 使用目的を表わすもの

（例示） ○○○旅行用セット、○○○おはようセット
 ○○○お風呂セット、○○○バックセット

② 使用対象者を表わすもの

（例示） ○○○花嫁セット、○○○メンズセット

③ 詰め合わせ内容を表わすもの

（例示） ○○○ギフトセット、○○○セット

ただし、○○○は、会社名、ブランド名及びシリーズ名等をいう。また、これらの総称名で詰め合わせ化粧品を区別するために記号を附記することも差し支えないものとする。

3. 子供用化粧品セットにメーキャップ化粧品の詰め合わせることは、認めないものとする。

4. 詰め合わせる化粧品は、その用法、用量に照らし、誤用等に支障のないものとする。

5. 化粧品に関連のある物品（雑貨）を化粧品と同一の容器に収納し、又は詰め合わせを行っても差し支えないものとする。

(別記)

I 数種類を1品目として許可された化粧品

1. 一つの容器に固着されたもので、次の組合せのもの

(1) 同一用途のもの

- | | |
|----------------|------------------|
| イ. 2色以上の口紅 | ホ. 2色以上のファンデーション |
| ロ. 2色以上のアイシャドウ | ヘ. 2色以上の眉墨 |
| ハ. 2色以上のアイライナー | ト. 2色以上の頬紅 |
| ニ. 2色以上のおしろい | チ. 2色以上のマスカラ |

(2) 同一種類のもの

- | | |
|--------------|-----------------|
| イ. 眉墨+アイシャドウ | ハ. 頬紅+アイシャドウ |
| ロ. 眉墨+頬紅 | ニ. 眉墨+アイシャドウ+頬紅 |

2. 以上の組合せ以外のもの

- (1) 1の(2)の各品目+おしろい
(2) アイライナー+マスカラ

(鉛筆状のもので混和される恐れのないものに限る。)

II 収納してよい化粧品

1. 口紅
2. ペンシル型(万年筆型を含む。)のアイライナー、アイシャドウ、マスカラ及び眉墨